

令和8年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



【04】調査票（製造業）

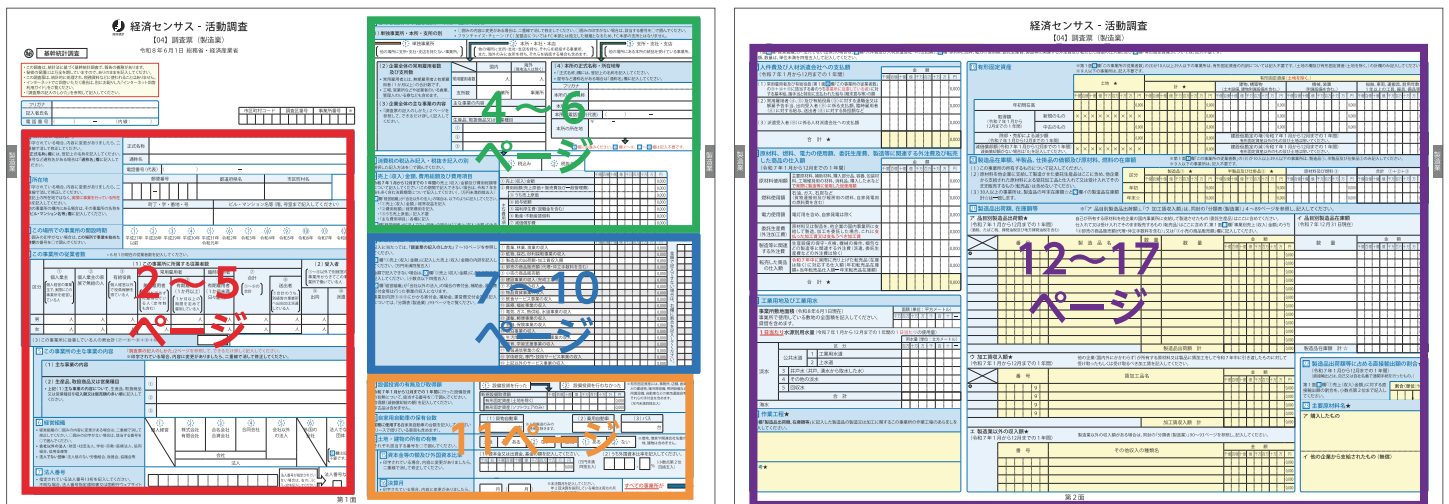
調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、18、19ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
※ 修正テープ・修正液は使用しないでください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○構内」（○○は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号	トウケイ ソン 統計 強 (03)9876-4322 (内線:9876)	市区町村コード 13104004800386	調査区番号 04	事業所番号 00386	*			
1 名称及び電話番号		フリガナ 正式名称 通称名 電話番号(代表)	ケイサンデンキ ワカマツコウジョウ (有)計算工業 (株)KEISAN電気 若松工場 電話番号(代表) (03) 9876 - 4321					
2 所在地		郵便番号 162-0066	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区				
		町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) センサス工業若松工場事業所構内					
3 この場所での事業所の開設時期		○開みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。						
		平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 以前						
4 この事業所の従業者数		・6月1日現在の従業者数を記入してください。						
区分	(1) この事業所に所属する従業者数						(2) 受入者	
	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	④ 無期雇用者 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))	⑤ 有期雇用者 (1か月以上1か月未満の期間を定めて雇用している人)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑦ 合計 (①~⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)
男	人	人	3人	11人	6人	5人	25人	2人
女	人	人	1人	5人	3人	1人	10人	人
(3) この事業所に従事している人の男女計(⑦-⑧-⑨+⑩+⑪)								31人
5 この事業所の主な事業の内容		『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。						
(1) 主な事業の内容		パソコン等の機械器具製造 映像・音響機械器具製造						
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		① 集積回路 カーステレオ ② 液晶パネル ラジオ受信機						

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。

【記入例1】 電化製品用プラスチック製品の製造をしていた事業所が、事務用機械器具の製造をする事業所となった場合

電化製品用プラスチック製品の製造 事務用機械器具の製造	
①	テレビ用キャビネット 金銭登録機
②	
③	

【記入例2】 パソコン等の機械器具製造をしていた事業所が、主に電子デバイスの製造をする事業所となった場合

パソコン等の機械器具製造 電子デバイス製造	
①	パソコン 集積回路
②	プリンター 液晶パネル
③	コピー機

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
 - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

4 この事業所の従業者数

- 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、 そのうちの一人のみ を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 ※ 個人業主欄には2以上の記載をしないでください。	
	② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 ※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。	
	常用雇用者	④ 無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤ 有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦ 合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
(2) 受入者	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人	
	⑨ 出向	○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人	
	⑩ 派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は**正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。**

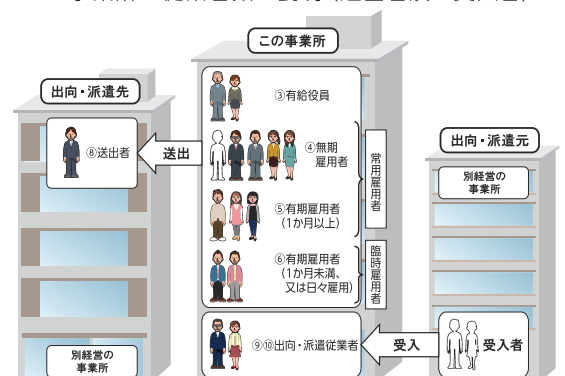
<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>

(3) この事業所に従事している人の男女計

(1) 欄の①～⑧、(2) 欄の⑨、⑩で記入した人数をもとに、以下の計算により記入してください。

⑦（合計）－⑥（臨時雇用者）－⑧（別経営の事業所への送出者）
＋⑨（出向の受入者）＋⑩（派遣の受入者）

【例】 男：⑦25人－⑥5人－⑧2人＋⑨0人＋⑩3人＝21人
女：⑦10人－⑥1人－⑧0人＋⑨0人＋⑩1人＝10人
男女計：21人＋10人＝31人



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
会社					法人	

⑧欄は記入不要です。

7 法人番号

- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表サイト)により確認できます。

9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「」印を記入してください。

法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)	② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。)	③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。)
-------------------------------------	---	--

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数 ・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。 ・工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	国内	海外 (現地法人は除く)
	常用雇用者数	人
(3) 企業全体の主な事業の内容 ・『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	主な事業の内容	
	生産品、取扱商品又は営業種目	
	①	
	②	
	③	

(4) 本所の正式名称・所在地等	
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号(代表)	() -
本所の所在地	〒 -

⑨欄にお進みください。⑩欄②～⑧、⑫～⑯欄は記入不要です。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み	② 税抜き
-------	-------

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 - ・「②費用総額」：経常費用を記入
 - ・「③うち売上原価」：記入不要
 - ・「主な費用項目」：各欄に記入
- ⑥欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。

	千億:百億:十億 億 千万:百万 十万:万 円								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				5	6	2	9	6	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				5	4	5	9	2	0,000
③ うち売上原価				3	8	2	1	5	0,000
主な費用項目	④ 給与総額			1	1	9	0	0	0,000
	⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				2	0	4	8	0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料					4	4	6	0,000
	⑦ 減価償却費				1	8	4	6	0,000
	⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)						2	6	0,000

11 事業別売上(収入)金額

- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
- ⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。事業別内訳③④⑤にかかる寄付金、補助金、運営費交付金等の記入については、『分類表(製造業)』93ページをご覧ください。

事業別内訳	売上(収入)金額						又は割合(%)					
	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万	円		
① 農業、林業、漁業の収入									0,000			
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000			
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額				4	7	5	7	6	0,000			
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					8	3	7	8	0,000			
⑤ 小売の商品販売額									0,000			
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000			
⑦ 不動産事業の収入									0,000			
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000			
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000			
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000			
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					3	0	0		0,000			
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000			
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000			
⑭ 宿泊事業の収入									0,000			
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000			
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000			
⑰ 情報通信事業の収入									0,000			
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000			
⑲ 上記以外のサービス事業の収入							4	2	0,000			
合計									⑩欄①の売上(収入)金額	1	0	0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6 経営組織

- 「法人でない団体」には、複数の企業が一つの事業を行う「共同企業体」の事業所を含みます。

7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。
- **会社法人等番号（12桁）ではありません。**
- **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
- 「-」などの記号は記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

- ・ 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

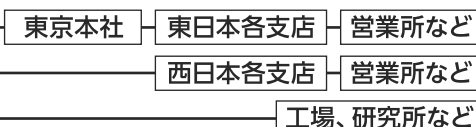
2. 本所・本社・本店

- ・ 他の場所に、同一経営の支所等があつて、**経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」**となります。
- ・ **1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

3. 支所・支社・支店

- ・ 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- ・ 下の例のように名称に本社とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



記入上の注意

- **フランチャイズ・チェーン店の場合**、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- **親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- (2) **企業全体の常用雇用者数及び支所数** **本所・本社・本店のみ記入**
<常用雇用者数>
 - **支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数**を国内と海外（**現地法人は除く**）に分けて記入してください。<支所数>
 - 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。
- (3) **企業全体の主な事業の内容** **本所・本社・本店のみ記入**
 - 2ページの「5 この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- (4) **本所の正式名称・所在地等** **支所・支社・支店のみ記入**
 - 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
 - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 10 欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2税抜き」で記入してください。

- 「10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」について … 6ページを参照してください。
- 「11 事業別売上（収入）金額」について … 7～10ページを参照してください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。
※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄のみを記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益を記入してください。
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用を記入してください。
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 別経営の事業所に出向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

11 事業別売上(収入)金額

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- **11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「**5**この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**

- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業)

- 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
- 農作物の害虫駆除
- 土地改良区の収入
- 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
- 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど)
- 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
- 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
- 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入
- × 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業員が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入(鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業)

- 採掘・採石現場での破砕・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

③ 製造品の出荷額・加工賃収入額(製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業)

- 自己の製造した製品の他の企業への出荷額
- 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合)に関する収入
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)(購入した商品を別の事業者販売する事業)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食品の真空包装及び医薬品の小分けを除く
- 他の事業者のために卸売業の商品売上の代理行為や仲立人として卸売業の商品売上のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑤ 小売の商品販売額(商品を個人や家庭に販売する事業)

- 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- 予め調理した飲食料品の小売
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」

⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業)

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業)

- 不動産売買(自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の利用料 ⇒ 「⑥教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会会場、集会場などの賃貸(時間又は日数単位で賃貸するもの) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒ 「⑭宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業)

- リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など)
- × 映画配給事業 ⇒ 「⑦情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑨ 飲食サービス事業の収入(客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業)

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 作り置き品の飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)(つづき)

- × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。

⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業)

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

⑫ 運輸、郵便事業の収入(旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業)

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 飲食店で調理した飲食料物を配達人が自転車等により配達するサービス
- 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用料収入
- × 運転代行サービス ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬ 金融、保険事業の収入(資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業)

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)
- 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業)

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス
※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入(個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業)

- DPE(現像・焼付・引伸)の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など
- 衣服裁縫修理業(個人持ちの材料の縫製)
- 食品貸加工業(個人持ちの材料の加工)
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- 家事代行サービス
- × 理容学校・美容学校(各種学校) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
- 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)
- 職業教育事業

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)(つづき)

- 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)
- × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- × 他の分類(「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業
- × 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 附属研究所における収入 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × テマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業)

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)
- 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)
- 各種調査(市場調査、世論調査など)
- 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
- ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)
- ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)
- インターネット利用サポート業務(電子認証、セキュリティサービスなど)
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物(ゲーム用ディスク等)の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」

⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入(学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業)

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)
- 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)
- × 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「⑰情報通信事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検査業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑲ 上記以外のサービス事業の収入(他に分類されないサービスを提供する事業)

- 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など)
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒)
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

会社のみ記入	12 設備投資の有無及び取得額 ● 令和7年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ● 取得額(減価償却前の額)を記入してください。 ● 中古品は含めません。	① 設備投資を行った ② 設備投資を行わなかった	※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。(万円未満四捨五入)
	新規設備取得額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	
	有形固定資産(土地を除く)	1 0 0 0,000	
	無形固定資産(ソフトウェアのみ)	5 0 0,000	
13 自家用自動車の保有台数 ● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	(1) 貨物自動車 (2) 乗用自動車 (3) バス 3 台 ※人員輸送のみの使用は除きます。 2 台 0 台		
14 土地・建物の所有の有無 ● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 ① ある ② ない 建物 ① ある ② ない		※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。
15 資本金等の額及び外国資本比率 ● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 1 0 0 0 0,000	(2) うち外国資本比率を記入してください。 (万円未満四捨五入) 0 0 % (小数点第2位四捨五入)	
16 決算月 ● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	2 月 (月)	※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。	すべての事業所が裏面(第2面)にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和7年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・ 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・ 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・ 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・ 店舗併用住宅の居住用部分
 - ・ 中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
 貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 バス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地、建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

17 人件費及び人材派遣会社への支払額

第1面の「4 この事業所の従業者数」欄の(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆この事業所が令和7年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。

◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。

(1) 欄は、常用雇用者及び有給役員(第1面の「4 この事業所の従業者数」の③+④+⑤)に該当する者のうち、この事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当(家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など)、特別に支払われた給与(期末賞与など)を記入してください。

(2) 欄は、上記雇用者に対する退職金や解雇予告手当、第1面の「4 この事業所の従業者数」のうち「⑨出向」に対する支払額、「臨時雇用者」に対する給与、「⑧送出者(別経営の事業所へ出向又は派遣している者)」に対する負担額などを記入してください。調査時点(令和8年6月1日時点)で臨時雇用者がいない場合でも、令和7年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。

(3) 欄は、第1面の「4 この事業所の従業者数」の「⑩派遣」に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

17 人件費及び人材派遣会社への支払額 (令和7年1月から12月までの1年間)		金額										
		千	百	十	億	億	千	百	十	万	万	円
(1)	常用雇用者及び有給役員(第1面「4」欄「この事業所の従業者数」の③+④+⑤)に該当する者のうち事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額					9	9			2	0	0,000
(2)	常用雇用者(④、⑤)及び有給役員(③)に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者(⑨)に係る支払額、臨時雇用者(⑥)に対する給与、送出者(⑧)に対する負担額など					6				2	7	0,000
(3)	派遣受入者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額					2				1	8	0,000
合計★						1	0	7		6	5	0,000

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額 (令和7年1月から12月までの1年間)		金額										
		千	百	十	億	億	千	百	十	万	万	円
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額					2	5	4		5	7	0,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む)					3				7	9	0,000
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く					6				8	9	0,000
委託生産費(外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費又は支払うべき加工費					3				6	6	0,000
製造等に関する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)									9	2	0,000
転売した商品の仕入額	令和7年中に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)					6				0	3	2,000
合計★						3	3	0		1	5	0,000

19 有形固定資産

※第1面「4」欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。(土地の欄及び有形固定資産(土地を除く。))の計欄のみ記入してください。)

※9人以下の事業所は、記入不要です。

		有形固定資産(土地を除く。)																																	
		土地★				計★				建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)				機械、装置 (附属設備を含む。)				船舶、車両、運搬具、耐用年数 1年以上の工具、器具、備品等																	
		千	百	十	億	億	千	百	十	万	万	円	千	百	十	万	万	円	千	百	十	万	万	円											
年初現在高						8	3	1	5	0,000	8	3	1	5	0,000			7	6	0	0,000			6	3	5	5	0,000			1	2	0	0	0,000
取得額 (令和7年1月から 12月までの1年間)	新規のもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	5	5	0	0,000			1	0	2	3	0,000			1	3	2	0	0,000			2	0	7	0,000
	中古のもの					4	3	3	0	0,000			1	4	9	0,000							0,000			1	0	0,000			1	3	9	0,000	
除却・売却による減少額 (令和7年1月から12月までの1年間)										0,000			1	4	0	0,000	建設仮勘定の増(令和7年1月から12月までの1年間) 有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。																		
減価償却額(令和7年1月から12月までの1年間) 減価償却額がない場合は「0」を記入してください。		×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	6	2	4	0,000	建設仮勘定の減(令和7年1月から12月までの1年間) 有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。																			

● 「19 有形固定資産」の説明は、14ページを参照してください。

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

第1面の「**4 この事業所の従業者数**」欄の(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含めません。

●「原材料使用額」

- この事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額を記入してください(購入額を記入するものではありません)。また、自己の所有するものに限ります。

○「原材料」に含むもの(例示)

主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具・器具・備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品(当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上)、工場維持のために必要な材料・消耗品(固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの)

- 通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
- 下請工場等に原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します(加工賃は「委託生産費」に計上します)。
- 原材料であっても、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」に記入してください。

●「燃料使用額」

生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費(石油、ガス、石炭等)、自家発電用の燃料費などを記入してください。

仕入れてそのまま販売するものは含めません。「転売した商品の仕入額」に記入してください。

●「電力使用額」

照明や空調に利用されたものやこの事業所で購入した電力の使用額を記入してください。ただし、自家発電分は除きます。

●「委託生産費(外注加工費)」

この事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入してください。この場合、支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入してください。

原材料等を支給しない(※)で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。

(※)原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合(この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含めます)。

●「製造等に関連する外注費」

- 事業所収入(「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」)に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- 委託生産費(外注加工費)、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

●「転売した商品の仕入額」

以下のような計算により、令和7年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入してください。

また、ここに記入がある場合は、第1面「11 事業別売上(収入)金額」のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」も記入してください。

$$\text{年初転売品在庫額} + \text{当年転売品仕入額} - \text{年末転売品在庫額}$$

なお、転売品とは、他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含めます(ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます)。

19 有形固定資産

第1面の「**4 この事業所の従業者数**」欄の(3)が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。
 なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- ◆金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額(「取得額」の欄については購入価額)によってください。借用・借地の場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- ◆有形固定資産を「土地」と「有形固定資産(土地を除く。)」に区分して記入してください。
- ◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

土 地		工場及び事業所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地(構外のものを含む)
有 形 固 定 資 産	①建 物	工場、事業所、社宅、その他経営附属物(構外のものを含む)、附属設備(エレベーター、暖房・照明・通風設備など)
	②構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など(減価償却の対象となるものに限ります。また、構外のものも含まれます。)
	③機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機(建物に附属するものを除く)などの運搬設備、その他附属設備 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的变化を加える固定設備も含む
	④船舶	船舶、水上運搬具
	⑤車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
	⑥工具、器具、備品等	容器を含み、耐用年数1年以上で特例を除き1件10万円以上のもの

(注)取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

●「年初現在高」

以下の計算により、「土地」「有形固定資産(土地を除く。)」とも、令和7年の年初現在高を、**帳簿価額(資産台帳、財産目録、貸借対照表 など)によって記入**してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

$$\text{年初現在高} = \text{前年年初現在高} + \text{前年取得額} - \text{前年除却・売却による減少額} - \text{前年減価償却額}$$

●「取得額」

令和7年の**1年間の増加額を帳簿価額で記入**してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)は、中古であっても「新規のもの」の欄に記入してください。

「土 地」

- 土地の取得額は、**令和7年中に登記が済んだ土地の金額**をすべて記入してください。
- 埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- 原材料採取のために取得した土地も含めます。
- **借地分は除きます。**(借地の場合は「備考」欄にその旨記入してください。)

「有形固定資産(土地を除く。)」

- 令和7年の1年間の購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、**帳簿価額又は評価額**で記入してください。
- 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- 「新規のもの」は第1面「12 設備投資の有無及び取得額」の「有形固定資産(土地を除く。)」と一致します。
- **借用分(リース、レンタル等を含む)は除きます。**

●「除却・売却による減少額」

「土 地」

- 売却などによる除却額を記入してください。
- 原材料を採取したために枯渇資産として減耗償却したのも、土地の除却に含めます。

「有形固定資産(土地を除く。)」

- 売却、撤去、滅失などによる除却額を記入してください。
- 災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

●「減価償却額」

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。なお、**減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」**を記入してください。

●「建設仮勘定」

- 「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。
- 「建設仮勘定」を設定している事業所については、令和7年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間内にこの勘定の貸方に仕分けられた金額(この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額)の合計を「減」に記入してください。
- ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

20 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額																
※第1面「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、製造品①、半製品及び仕掛品②のみ記入してください。 ※9人以下の事業所は、記入不要です。																
区分	製造品① ★				半製品及び仕掛品② ★				原材料及び燃料③				合計 ①+②+③			
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万
年初	2	7	6	0	1	3	8	0	5	4	7	0	9	3	6	8
年末△	5	8	0	4	1	4	7	7	4	4	1	9	1	1	7	0
21 製造品出荷額、在庫額等																
※「ア 品目別製造品出荷額」、「ウ 加工賃収入額」は、同封の「分類表(製造業)」4～89ページを参照し、記入してください。																
ア 品目別製造品出荷額★ (令和7年1月から12月までの1年間) 自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)はここに含め、他企業から支給された原材料による受託加工品と仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含めないでください。																
イ 品目別製造品在庫額 (令和7年12月31日現在) 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず、第1面「事業別売上(収入)金額」のうち「転売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「小売の商品販売額(欄)に記入してください。																
番号	製造品名	数量単位名	数量	金額				数量	金額							
2	7	1	9	1	1	8	3	8	0	0	0	0	0	0	0	
3	0	1	4	1	1	1	1	3	5	9	1	1	7	0	0	
3	0	2	3	1	1	2	5	2	9	8	2	5	4	0	4	
3	0	2	1	1	3	2	6	5	7	5	9	7	1	1	9	
3	0	2	3	1	9	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	
製造品出荷額計				3				9	9	2	2	製造品在庫額計△				
ウ 加工賃収入額★ (令和7年1月から12月までの1年間) 他企業の(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に賃加工をして令和7年中に引き渡したものに對して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。																
番号	賃加工品名	金額														
3	0	1	4	9	1	6	5	4	2	0						
3	0	2	3	9	1	1	1	1	2	0						
加工賃収入額計				7				6	5	4	0					
エ 製造業以外の収入額★ (令和7年1月から12月までの1年間) 製造業以外の収入額がある場合は、同封の「分類表(製造業)」90～93ページを参照し、記入してください。																
番号	その他収入の種類名	金額														
7	5	0	0	0	0	3	0	0	0							
8	9	0	0	0	0	4	2	0								

記入上の注意

一致します

記入上の注意

●製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目番号、製造品名、数量単位名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

20 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第1面の「4 この事業所の従業者数」欄の(3)が10人以上29人以下の場合は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- この事業所が所有するものについて記入してください。
- 原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品(製造品、半製品、仕掛品)の在庫も含めます。
- 下請加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫は含めません。
- 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含めません。
- 20 欄の「製造品の年末在庫額」は、21 欄の「イ 品目別製造品在庫額計」と必ず一致します。
- 「年初」欄には令和6年12月31日から令和7年1月1日に繰り越されたものを、「年末」欄には令和7年12月31日現在のものを、帳簿価額により記入してください。それが困難な場合は、それぞれ年初、年末の見積り市価によって記入してください。

製造品	完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物を製造品という。
半製品	製品が二つの工程又は数個の工程で完成されるとき、一つ又は数個の工程を終了しており、そのまま出荷(販売)または貯蔵可能な状態の生産物を半製品という。
仕掛品	製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物を仕掛品という。

21 製造品出荷額、在庫額等(次のページに続きがあります。)

※第1面の「4 この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。

- 「ア 品目別製造品出荷額」については、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めて記入してください。
- 「番号」、「製造品名」、「数量単位名」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」は、同封の『分類表(製造業)』をご覧ください。
- 記入欄が不足する場合は、金額の多い順に記入してください。
- 「数量」の記入は、指定された「数量単位名」を用います。なお、『分類表(製造業)』に数量単位名が指定されていない品目(数量単位名が「-」となっている品目)については、数量を記入する必要はありません。また、船舶の場合は以下の例を参照してください。
- 数量(船舶の例)

- 船舶(製造品番号313111～313116に該当する船舶)については「隻数・総数」の両方を記入し、隻数を必ず○で囲みます。(例:2隻・1600総の場合… ②/1600)
- 上記以外の小分類313(3134を除く)に属する数量を調査している品目については、隻数のみを記入してください。

<記入例>

ア 品目別製造品出荷額★ (令和7年1月から12月までの1年間) 自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)はここに含めてください。仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず、第1面「事業別売上(収入)金額」のうち「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含む)」又は「小売の商品販売額(欄)に記入してください。															
番号	製造品名	数量単位名	数量	金額											
3	1	3	1	1	6	隻/総	②/1,600	1	0	0	0	0	0	0	0
3	1	3	1	2	3	隻	4	1	5	3	6	0	0	0	0

21 製造品出荷額、在庫額等 (つづき)

●「ア 品目別製造品出荷額」

「製造品」

- この事業所が所有する原材料によって製造するもの(いい)、原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品を含めます。ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は、第1面「11 事業別売上(収入)金額」欄のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」に記入してください。
- 『分類表(製造業)』に特掲されている品目(6桁番号があるもの)の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。

例：清酒かす、精米かす・精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど

「出荷額」

- 出荷額は工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額**で記入してください。
- 自ら製造したものをこの事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したのものも含めます。ただし、令和6年中に出荷したもので、令和7年に入ってから返品され、再出荷されたものは含めません。
- 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額(実際に受け取った金額)で記入してください。

出荷額の範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額	21 欄「ア品目別製造品出荷額」
	出荷に要する各種経費(積込料、運賃、保険料)	対象外
	出荷した製品の据付工事代金	製造業以外の収入のため、第1面「11 事業別売上(収入)金額」欄の「⑥建設事業の収入」へ
	出荷後の保守・点検代金	<ul style="list-style-type: none"> プラントメンテナンスの場合は、第1面「11 事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」へ それ以外の場合(機械修理等)は、第1面「11 事業別売上(収入)金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」へ
出荷・使用の形態別	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品	対象外(その中間製品を製造するために使用した原材料は、原材料使用額に算入)
	価額未定のまま事業所外に出荷した製品	21 欄「ア品目別製造品出荷額」
事業所が直接消費者に販売した場合	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製品	製造業以外の収入のため、第1面「11 事業別売上(収入)金額」欄の「⑤小売商品販売額」へ
	製造した事業所からインターネットや電話を通じて(店舗を持たないで)、直接消費者に販売した製造品	21 欄「ア品目別製造品出荷額」

●「イ 品目別製造品在庫額」

- この事業所が所有する製造品の在庫額については、**帳簿価額で記入**してください。
- 委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含めます。
- 「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含めません。
- 製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

●「ウ 加工賃収入額」

加工賃収入とは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造を行って受け取る加工賃や他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって受け取る加工賃をいいます。このうち、令和7年中に引き渡したのものに対する加工賃を記入してください。なお、一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」に記入してください。

●「エ 製造業以外の収入額」

第1面「11 事業別売上(収入)金額」欄のうち、「③製造品の出荷額・加工賃収入額」以外に売上(収入)があり、同封の『**分類表(製造業)**』の「その他収入分類表」の中に、該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、その他収入の種類名、金額を記入してください。

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★

(令和7年1月から12月までの1年間)
(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。)

第1面「10 欄」の「①売上(収入)金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。

割合(単位:%)
1 7 ↓ 2 1

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)

- 直接輸出額とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を經由して輸出したものは含めません。
- 1面「10 欄」の「売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」欄の「①売上(収入)金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位(小数点第3位を四捨五入)まで記入してください。

23 主要原材料名★

ア 購入したもの

モータ、トランジスタ、IC、コンデンサ、チューナー、樹脂成型品

イ 他の企業から支給されたもの(無償)

回路板、金属部品、IC、樹脂加工成型品

23 主要原材料名

◆製造品と原材料の関係をみる上で必要ですので、主要なものを記入してください。

- 購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
- なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
- 「ア購入したもの」に記入がある場合は、「21ア品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
- 「イ他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、「21ウ加工賃収入額」の項目に記入があります。

24 工業用地及び工業用水

ア 事業所敷地面積(令和8年6月1日現在)
事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。
賃借を含めます。

面積(単位:平方メートル)						
千	百	十	万	千	百	十
			1	4	4	3

イ 1日当たり水源別用水量(令和7年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量)

			用水量(単位:立方メートル)					
			百	十	万	千	百	十
淡水	公共水道	1 工業用水道					5	
		2 上水道					2	
	3 井戸水(井戸、湧水から取水した水)							
	4 その他の淡水							
	5 回収水							
	合計						7	
海水								

24 工業用地及び工業用水

●**用水量は1日当たりの使用量を記入してください。**

※第1面の「4この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は記入不要です。

- 「ア 事業所敷地面積」には、令和8年6月1日現在において、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。
 - 貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
 - 事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
 - 鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路(公道)・塀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。
- 「工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。従業者の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水(水車や水力発電機を稼働させる水など)は除きます。
- 「イ 1日当たり水源別用水量」には、令和7年1月から12月までの1年間に事業所で**使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの**です。1立方メートル未満は、四捨五入します。
 - 工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって**1日当たりの推定使用量**を記入してください。水源別の区分は、右表のとおりです。

公共水道:都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水。	
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの。
2 上水道	一般の水道水のごとく、人の飲用に適する水を供給するもの。
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水。 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5回収水」以外のもの ・河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水) ・河川敷などにおいて集水堰きよによって取水する水(伏流水) ・農業用水路から取水する水 ・他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水。 回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかは問わない。

25 作業工程★

21欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。

部品のハンダ付け→組み立て→調整→検査→梱包→出荷

備考★

カーステレオについて、一部の機種は製造を海外の子会社に移管したため、製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。

25 作業工程

- ◆「21ア品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び「22ウ加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、わかりやすく記入してください。

備考

- ◆各調査事項について、前年に比べ著しく大きい小さい数値のとき(例:2倍以上や1/2以下など)は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産計について、この調査票に記入した年初現在高と前年調査票(前年に「2025年経済構造実態調査」を提出している場合)から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。